

防災行政無線戸別受信機貸与申請にあたっての注意事項

○ 貸与の条件は以下のとおりですので、事前にご確認ください。

- (1) 貸与は現品とし、1世帯当たり1台とします。
- (2) 貸与は無償とします。
- (3) 貸与期間は戸別受信機を必要としなくなるまでとし、必要としなくなった場合は、速やかに機器を返還してください。
- (4) 戸別受信機を他の目的に使用し、転貸し、又は担保に供しないで下さい。
- (5) 維持管理費用(正常な使用状態において故障したときを除く。)は自己負担とします。
- (6) 移設、返還の場合の費用は自己負担とします。
- (7) 亡失、損傷の場合、その損害額は弁償願います。
- (8) 屋外に専用アンテナを設置するため、外壁などに穴をあける場合があります。
- (9) 設置可能のご連絡後であっても、電波の受信状況調査の結果によっては、設置ができない場合があります。

○ 防災行政無線戸別受信機貸与申請書(様式第1号)を、令和8年5月15日(金)までに、釜石市 防災危機管理課 または 各地区生活応援センターへ直接持参するか、下記まで郵送にて提出して下さい。

郵送の場合 ⇒ 〒026-8686 釜石市只越町3-9-13 釜石市 防災危機管理課 宛

申し込みにあたっては、下記についてあらかじめご了承ください

※応募世帯が定員(25世帯)に達し次第、募集を締め切る場合があります。

※設置希望場所等の状況(放送設備からの距離、設置場所世帯員の身体的状況など)を考慮し貸与可否を決定するため、希望に添えない場合があります。

※貸し出しの可否については、申請期限終了後、一週間程度をめぐりに申請者個別にお知らせします。